松浦市建設工事等の予定価格及び最低制限価格の決定等に係る事務処理試行要領

　（趣旨）

第１条　この要領は、松浦市が発注する建設工事（以下「工事」という。）並びに建設工事に係る測量及び建設コンサルタント等業務（以下「業務」という。）の請負契約に係る入札の透明性及び公平性の向上を図るため、松浦市財務規則（平成１８年規則第３３号。以下「規則」という。）第７８条に規定する予定価格及び規則第８１条第２項に規定する最低制限価格をランダム化により決定する事務処理手続きを試行することに関し、必要な事項を定めものとする。

　（対象工事及び業務）

第２条　松浦市が発注する工事及び業務のうち、原則として競争入札に付するものを対象とする。

　（定義）

第３条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ

　による。

（１）　ランダム化とは、パソコン等におけるランダム関数等に基づき算出されたランダム係数

　　　を使用して予定価格及び最低制限価格を算定する方法をいう。

（２）　予定価格とは、規則第７８条の規定に基づき定めたものをいう。

（３）　予定基本価格とは、予定価格の算出の基礎となるものをいう。

（４）　最低制限価格とは、規則８１条第２項の規定に基づき定めたものをいう。

（５）　最低制限基本価格とは、最低制限価格の算出の基礎となるものをいう。

　（予定価格調書の作成）

第４条　この要領に基づき予定価格及び最低制限価格を決定するときは、あらかじめ予定基本価

　格及び最低制限基本価格を決定し、予定価格調書を作成しなければならない。ただし、予定価

　格調書の予定価格欄及び最低制限価格欄はランダム化により決定した時点で記入するものとす

　る。

　（ランダム化等の告知）

第５条　この要領に基づき予定価格及び最低制限価格を決定する場合には、規則第７５条に規定

　する公告又は規則第８４条第１項に規定する指名を行う際に告知するものとする。

　（予定価格の算出方法）

第６条　予定価格は、入札会場において、入札執行者が操作するパソコンにおけるランダム関数

　等に基づき算出されたランダム係数を予定基本価格（消費税等を含まない。以下この条におい

　て同じ。）に乗じて算出した額（算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り

　上げる。）に消費税相当額を加算した額とする。

２　前項で使用するランダム係数の変動範囲は、０．９９９以上１．０００以下とする。

（最低制限価格の算出方法）

第７条　最低制限価格は、入札会場において、入札執行者が操作するパソコン等におけるランダ

　ム関数等に基づき算出されたランダム係数を最低制限基本価格（消費税等を含まない。（以下こ

　の条において同じ。）に乗じて算出した額（算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、その

　端数を切り捨てる。）に消費税等相当額を加算した額とする。

２　前項で使用するランダム係数の変動範囲は、工事においては１．０００以上１．０１０以下、業務においては１．０００以上１．００１以下とする。

　（ランダム化の宣言及び実行）

第８条　入札執行者は、入札参加者に対して予定価格及び最低制限価格の決定に要するランダム

　化を行う旨を宣言した後に、パソコン等の操作によりランダム化を実行するものとする。

２　入札執行者は、前項の規定に基づき算出されたランダム係数を、入札参加者に公表するもの

　とする。

　（予定価格及び最低制限価格の決定）

第９条　入札執行者は、第６条及び第７条の規定に基づき算出された予定価格及び最低制限価格

　を予定価格調書に記載及び押印し決定するものとする。

　（パソコン等の障害時の対応）

第１０条　第８条に規定する宣言後において、予定価格等のランダム化が行われる以前に、パソ

　コン等の故障により予定価格等の算出が困難となった場合には、入札を保留し、パソコン等の

　交換等必要な対策を講ずるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、停電等によりランダム化が困難であり、回復の見込みがたたない

　場合には、予定価格調書に記入している基本価格等を予定価格等とするものとする。

３　第８条に規定する宣言後において、予定価格等のランダム化が行われ、予定価格等が算出さ

　れたものの、パソコン等の故障により予定価格調書への手書き記入することなく、予定価格等

　に係る事項が消滅した場合には、再度予定価格等の算定手続きを行うこととする。

　（補則）

第１１条　この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

　　　附　則

　この要領は、令和６年４月１日から施行する。